

1. 第1段階の方

(本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金もしくは生活保護受給者)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	659	31	300	820	100	1,937	1,500	59,610
要介護2	729					2,009		61,770
要介護3	802					2,085		64,050
要介護4	872					2,158		66,240
要介護5	941					2,230		68,400

(単位:円/月)

2. 第2段階の方

(本人及び世帯全員が住民税非課税であって、所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	659	31	390	820	100	2,027	1,500	62,310
要介護2	729					2,099		64,470
要介護3	802					2,175		66,750
要介護4	872					2,248		68,940
要介護5	941					2,320		71,100

(単位:円/月)

3. 第3段階の方

(本人及び世帯全員が住民税非課税であって、所得金額と課税年金収入額が80万円超の方)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	659	31	650	1,310	100	2,777	1,500	84,810
要介護2	729					2,849		86,970
要介護3	802					2,925		89,250
要介護4	872					2,998		91,440
要介護5	941					3,070		93,600

(単位:円/月)

4. 第4段階の方

(第1、第2、第3段階以外の方)

(1割負担)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	659	31	1,380	1,970	100	4,167	1,500	126,510
要介護2	729					4,239		128,670
要介護3	802					4,315		130,950
要介護4	872					4,388		133,140
要介護5	941					4,460		135,300

(単位:円/月)

## (2割負担)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	636	90	1,420	1,970	100	2,793	1,500	83,790
要介護2	703					2,942		88,260
要介護3	776					3,105		93,150
要介護4	843					3,254		97,620
要介護5	910					3,403		102,090

(単位:円/月)

## (3割負担)

介護度	サービス費 (単位) (※1)	各種加算 (単位) (※2)	食費(円) (※3)	居住費(円) (※3)	教養娯楽費 (円)	小計(円) (日額)	貴重品 管理費 (月額)	合計(月額) 30日計算
要介護1	636	90	1,420	1,970	100	3,535	1,500	106,050
要介護2	703					3,759		112,770
要介護3	776					4,002		120,060
要介護4	843					4,226		126,780
要介護5	910					4,449		133,470

(単位:円/月)

(※1) サービス費、各種加算の単価については、1単位あたり10.27円です。利用者負担は1割、または2割、3割となります。

介護職員処遇改善加算として、サービス費、各種加算の合計単位数に8.3%が加算されます。

(※2) 各種加算には以下のものが含まれていますが、変動があります。

栄養マネジメント加算(14単位/日)、精神科医療養指導加算(5単位/日)

看護体制加算Ⅰ(口)(4単位/日)、看護体制加算Ⅱ(口)(8単位/日)、個別機能訓練加算(12単位/日)

日常生活継続支援加算(46単位/日)、口腔衛生管理体制加算(30単位/月)

(なお、日常生活継続支援加算はサービス提供体制強化加算18単位に変更となる場合がございます)

(※3) 食費、居住費は利用者負担段階によって金額が異なります。

その他の加算(対象者のみ)

初期加算、療養食加算、経口維持加算、経口移行加算、口腔衛生管理加算、

在宅復帰支援加算、看取り介護加算

その他実費負担となるもの

医療費、理美容代、行事参加費、日用品、個人の趣味・嗜好品